

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
福祉教育推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育む」福祉教育の様々な取組により、児童、生徒及び地域住民の福祉の心の醸成を図りつつ、福祉体験学習を行う丸亀市内の小・中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校をいう。以下「学校」という。)に対し、当該年度予算の範囲内において、福祉教育推進事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 丸亀市内の学校とする。

(対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる福祉教育推進事業(以下「事業」という。)は、次の各号に掲げる活動とし、それぞれの学校と地域の実情に合わせて、独自の工夫と計画に基づき行うものとする。

(1) 支援を必要としている人に寄り添う活動

福祉施設などの訪問等、高齢者、障がいのある人との交流

(2) 地域活性化を目指した活動

地域のイベントへの参加

(3) 自然や環境を守るための活動

清掃活動、リサイクル活動

(4) 未来へ向けての活動

SDGsの取組

(5) その他地域福祉の目的達成のために必要な活動

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、学校が事業の実施に直接要する経費とし、1校あたり上限5万円とする。ただし、次に掲げる経費については、助成対象外経費とする。

(1) 食糧費

(2) 人件費

(助成期間)

第5条 助成金の交付決定年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする学校は、福祉教育推進事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 福祉教育推進事業実施計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を本会の審査会に諮り、助成金の交付決定を行い、福祉教育推進事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知す

るとともに、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 会長は、前条の規定による助成金の決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業の内容変更若しくは活動に要する経費の配分を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止する場合において、あらかじめ福祉教育推進事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)を会長に提出しその承認を受けること。ただし、活動計画の変更について、軽微な変更はこの限りではない。

(2) 事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第9条 学校は、当該年度事業の完了後遅滞なく、福祉教育推進事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 福祉教育推進事業実施報告(様式第7号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

(3) 収支を証する書類の写し

(4) 実施状況を証する写真

(5) その他会長が必要と認める書類

(余剰金の返還)

第10条 事業完了後の余剰金については、年度ごとに返還する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。